

策定年月	平成 6 年12月
変更年月	平成13年 3 月 平成18年 6 月 平成20年 3 月 平成22年 6 月 平成26年 9 月 平成27年 9 月 令和 3 年 1 月 令和 5 年 9 月 令和 7 年10月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 7 年 1 0 月

玉 川 村

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1	玉川村の位置、気候、農業の現状	2
2	農業構造の変化	2
3	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
4	農業経営基盤の強化の促進に関する展開	3
5	認定農業者への支援	4
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	経営類型	5
2	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	7
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	8
第 3	認定農業者及び新規就農者のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2	本村が主体的に行う取組	9
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	9
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集 ・相互提供	9
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	10
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	法第18条の協議の場の設置、法第19条に規定する地域計画の策定・変更その他 法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	11
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準そ の他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	12
3	農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項	14
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保の促進に関する 事項	15
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	15
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	16
第 6	その他	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 玉川村の位置、気候、農業の現状

本村は、福島県中通り南部、阿武隈山系の西側に位置し、阿武隈川東岸に開けた比較的平坦な西部と、阿武隈山系西斜面の総体的に起伏の多い中山間の東部に大別される。

気候は、標高 240mから 680mと高低差のある地形のため、標高別の気象条件の変化が大きく、気温の年較差が比較的大きく、夏季は雨が多く冬季の積雪量は少ないが、気象的制約を受けやすい地域である。

土壌は、阿武隈川流域で洪積層が見られるものの、総体的には火山灰性及び花崗閃緑岩系の残積土や崩壊土が多く、pHは 5.0前後で磷酸吸収係数は1,000mg/100g以下の地帯である。

本村では、基幹産業である農業の経営安定化を目指し、認定農業者等の育成や農地の利用増進・農作業等の受委託を進め、また、施設園芸や果樹栽培などを振興し、特産品の開発・育成・ブランド化等による高収益性の農業を展開している。

一方、産業構造等の変化により、他産業への従事者が増加し、農業従事者の高齢化や後継者不足・農業離れが深刻化する中、農地の遊休化が加速度的に進行している。

このような中、農業生産振興の基となる優良な農地の確保を図り、農協、県農業普及所、村営農推進協議会と共に主産地形成に努めている。

更には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故による風評被害で生じた農産物価格の低迷については、放射性物質モニタリング検査結果の情報公開や農産物PR等の事業を展開したことより、価格もある程度回復している傾向にあるが、新たにGAP認証の取得も推進しながら、引続き風評払拭の取組みを継続していく必要がある。

2 農業構造の変化

本村の総農家数については、令和2年の農家戸数では、489戸、農家率は32.8%となっている。5年前に比べると農家戸数は75戸減少し、農家率は4%減少した。個人経営体の基幹的農業就業者 1,389人のうち65歳以上の高齢者は 774人で55.7%を占めている。5年前に比べ25.5%増加しており、高齢化が進んでいる。

一方、専業農家を中心とする野菜・施設園芸・畜産を核とした複合経営の確立を目指す農家、水稲作による規模拡大を目指す農家などの経営意欲が旺盛で規模拡大等を志向する農家と、農作業委託や農地貸付等を行う土地持ち非農家等が併存する二極分化の方向に進みつつある。

このような状況下において、本村農業の中心となる認定農業者数は、現時点において法人2名を含む53名と微減で推移している。

また、中山間地域である本村においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあることから、これを放置すれば、担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね10年後の農業経営目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営基盤の強化を行う農業者等を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経

営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり320万円程度、1個別経営体当たり480万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤の強化の促進に関する展開

将来の本村の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

① 本村は、農業委員会、農協、県農業普及所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、石川地方農業振興協議会担い手育成部会（以下「担い手部会」という。）等を通して、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の担い手育成部会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って、自ら地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

② 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員会等による掘り起こし活動を強化し、担い手へ農地集積を促進するとともに、利用権設定と併せて農作業受託を促進する。また、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）により地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図ることし、これらの活動については、農業委員会や農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携・調整を図りつつ実施する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画による地域での話し合いと合意形成を促進し、担い手を明確化し、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農作業受託者協議会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

③ 農業生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるもので

あると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である旧村須釜地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした農業生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

- ④ 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他多様な担い手等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした圃場整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- ⑤ 地域資源と人材・技術を生かしつつ、第2次・第3次産業などの地域他産業分野と連携しながら、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。
- ⑥ 持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したGAP認証取得に向けた取組を推進する。
- ⑦ 持続的かつ安定的に発展する村農業の振興を図るため、農業を担う者として、企業等の農業参入の支援を行う。また、省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット、AI、IoTなどの先端技術の導入などを推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

5 認定農業者への支援

本村は、担い手育成部会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を県農業普及所の協力を受けつつ行う。

特に、畜産の規模拡大を目指す農業経営が展開しつつある東部地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、担い手育成部会の下に株式会社日本政策金融公庫仙台支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする平坦地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、村営農推進協議会の下、市場関係者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本村の令和2年度以降の認定新規就農者は16人（14経営体）であり、年平均1名程度青年農業者が就農している状況となっているが、本村の基幹産業である農業の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業を支える担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

福島県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標400人以上を踏まえ、本村においては年間1人から2人程度の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人もできるかぎり増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標
本村及び周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の45%程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得150万円程度、1個別経営体あたり220万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及所、農協、農業経営・就農支援センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な経営類型を以下のとおり示す。

1. 経営類型

〔個別経営体〕（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋ 露地野菜	5.3ha	水稻 5.0ha 夏秋きゅうり 0.3ha	【基本装備】 トラクタ(25PS) 1台 自走式防除機 1台 管理機 1台 パイプハウス 一式 他	主たる従事者 1人 家族補助者 2人 臨時雇用
施設野菜 ＋水稻	2.6ha	半促成きゅうり0.3ha (加温) 抑制きゅうり 0.3ha 水稻 2.0ha	【基本装備】 自走式防除機 1台 管理機 1台 ハウス(暖房機含) 1式 トラクタ(23.5PS) 1台 他	主たる従事者 1人 家族補助者 2人 臨時雇用
施設野菜 ＋水稻	5.8ha	被覆トマト 0.4ha (借地 3.0ha) 水稻 5.4ha	【基本装備】 田植機(6条・共同) 1台 トラクタ(34PS) 1台 コンバイン(3条刈・共同) 1台 乾燥機(32石) 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 一式 他	主たる従事者 1人 家族補助者 2人 臨時雇用
施設野菜 ＋露地野菜	0.5ha	促成きゅうり 0.3ha 露地きゅうり 0.2ha	【基本装備】 トラクタ(25PS) 1台 管理機 1台 畝立機 1台 動力噴霧器 1台 予冷库 1台 暖房機 1台 他	主たる従事者 1人 家族補助者従事2人 臨時雇用
果樹	2.0ha	りんご 2.0ha	【基本装備】 スปีトスプレー 1台 自走式草刈機 1台 トラック 1台 作業所 他	主たる従事者 1人 家族補助従事者1人 臨時雇用
果樹	1.2ha	もも 1.2ha	【基本装備】 スปีトスプレー 1台 自走式草刈機 1台 トラック 1台 作業所 他	主たる従事者 1人 家族補助従事者1人 臨時雇用
水稻＋ 肉用牛	9.0ha	水稻 5.0ha 繁殖牛 35頭	【基本装備】 トラクタ(40PS) 1台	主たる従事者 1人 家族補助従事者2人

(繁殖)		牧草・飼料作物 4.0ha	コンバイン(3条刈り) 1台 乾燥機(35石) 2台 ショベルローダ 1台 堆肥舎 175m ² ロールバレー 1台 ラッピングマシン 1台 他	
花卉 ＋水稲	3.4ha	りんどう 0.30ha ツルウメモドキ 0.10ha 水稲 3.0ha 菊 0.30ha ツルウメモドキ 0.10ha 水稲 3.0ha	【基本装備】 田植機 1台 トラクタ(25PS) 1台 コンバイン(2条刈り) 1台 乾燥機(32石) 1台 他	主たる従事者 1人 家族補助従事者1人 臨時雇用

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲	20.0ha	水稲 12.0ha 大豆 8.0ha	【基本装備】 トラクタ(40PS) 1台 コンバイン(4条刈り) 1台 田植機(6条植え) 1台 乾燥施設 1式 育苗施設 1台 他	主たる従事者 3人 臨時雇用

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式
指標達成のための技術等 ア 水稲 売れる米づくりを進めるため、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需用等に応じた品種構成とするとともに、多様な米づくりを進める。 イ 野菜 施設化を進め、生産の安定と周年出荷による産地の強化を図るとともに、機械化等による省力技術体系の確立により生産性の向上を図る。 ウ 畜産 肉用牛については、より良い飼養管理技術の習得に努めるとともに、育種価をふまえた優良種雄牛や雌牛の活用により市場性に優れた子牛生産を進める。 エ 花き花木 需要に応じた生産を進めるため計画生産・出荷が可能となる電照等による開花調整技術や高温対策技術の導入を促進する。 オ 共通 地域の特性に合った作物の選定を進めるとともに、機械化、共同化等により一層の省力化、低コスト化を図る。 また、生産の合理化を進めるため、担い手への農用地の利用集積・集約を図るとともに、ICT・環境制御等の先端技術の導入を進める。
経営管理の方法
ア 簿記記帳を実施し、経営の把握、管理を行うとともに、経営の合理化を進める。また、青色申告を実施する。 イ 経営分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。

ウ 家族経営については、経営を充実強化して家族経営協定の締結を促進し、必要に応じて法人化を進める。生産組織についても経営の高度化、効率化及び近代化を図り、法人化を進める。 エ 経営体に対しては、積極的なGAPの認証取得、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践を推進する。 オ 経営管理能力の向上を図るため、各種研修会等へ積極的に参加するとともに、各種支援制度等についても、情報の収集に努める。
農業従事の態様
個人経営体 ア 労働環境の快適化を進めるため農作業の環境改善に努める。 イ 農作業機械等の取り扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 ウ 家族経営については、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。 エ 計画的な作業と臨時雇用の活用等により、ゆとりある経営を目指す。 組織経営体 ア 給料、労働時間等の就業条件を整備する。 イ 快適な労働環境の整備を進めるとともに、効率的な農作業のための労働設計や雇用の安全確保のための体制整備を図る。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例を踏まえつつ、本村における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本指標に準ずるものとする。

第3 認定農業者及び新規就農者のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村の基幹作物である水稻などの農産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要な生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材及び効率的かつ安定的な経営体の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農業普及所、農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

特に、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保と定着のため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的な研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、支援策の積極的な活用の推進、認定新規就農者については、認定農業者への移行に向けた経営発展のため農業経営改善計画の作成などの支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業条件の明確化と改善、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等を推進する。

加えて、本村農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等

を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本村が主体的に行う取組

本村は、認定農業者や新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業普及所や農協、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携し、認定農業者に対しては技術・経営指導等フォローアップを行い、就農希望者に対しては情報提供、住宅の紹介や移住相談等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう玉川村が主体となって、県、農業委員会、農協、農業教育機関等の関係団体と連携して、農業を担う者の受け入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要なフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、県、農業委員会、農協、農業教育機関、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ③園芸品目での新規就農者や就農希望者へは、認定農業者が経営全般にわたる支援ができるような体制づくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、県農業普及所及び農協と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業委員会や農協等の関係機関と連携して、経営の移譲

を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において受け手となる農業者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供するとともに就農希望者の情報提供を受ける。

更に、新たに農業経営を開始しようとする者が、円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な農業経営継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に掲げる農業経営を地域において育成した場合、これらの農業経営が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、概ね次に掲げる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標	備 考
70% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積の割合目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注1)

「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、地域における担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者及び集落営農経営）の農地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積の合計面積。）の割合の目標である。

(注2)

目標年次は、令和13年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本村、農業委員会、県、県農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速し、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進する。

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本村の平坦部では、水稻・トマト・きゅうりを主体とする土地利用型及び施設型農業を展開し、認定農業者や退職帰農者、地域農業者による農地の利用集積が進んでいるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、本村の山間部では圃場整備された農地は水稻などで使用されており、大多数を占める小規模農地については地形に合わせた作目の導入を行っているが、作業効率

がなかなか図れない現状がある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

本村では今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予想されることから、受け手となる担い手への農用地の利用集積・集約化を円滑に進めるためには、担い手及び集落営農組織が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた関係機関及び関係団体との連携等

本村の将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、村関係各課、農業委員会、農協、土地改良区、担い手部会等による連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、福島県が策定した基本方針の第5「効率的かつ定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条の協議の場の設置、法第19条に規定する地域計画の区域の策定・変更その他法第4条第3項第1項に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、今後は場整備事業の実施が進められる可能性があるので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域の東部地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の発生防止に努める。

更に、本村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 法第18条の協議の場の設置、法第19条に規定する地域計画の策定・変更その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条の協議の場の設置

① 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、たまかわ広報や村ホームページへの掲載や、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

②開催方法

協議の内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。

③参加者

農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域農業の将来像や農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を村産業振興課に設置する。

(2) 法第19条に規定する地域計画の策定・変更

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定め、情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本村は、県（農業普及所他）・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置、地域計画の策定・変更を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用活用及び農業経営改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進する。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を

定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6－1号の認定申請書を玉川村に提出して、農用地利用規程について本村の認定を受けることができる。
- ② 本村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本村の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及所、村農業委員会、農協、農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自ら委託を受けて農作業を行う取組等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農協等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定・見直しに向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保の促進に関する事項

本村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや県農業普及所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（農地、研修、空き家に関する情報等）の提供を行うとともに、就農希望者のニーズに応じて、福島県農業短期大学校等での研修制度の活用を図る。また、村内の農業法人や先進農

家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本村が主体となって県農業普及所、農協、農業経営・就農支援センター等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために玉川村認定農業者協議会との交流等の機会を設ける。また、直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウについても習得できる交流会や研修会等への参加機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、技術や経営ノウハウ、就農後の営農指導等フォローアップ、農地の確保等について、関係機関、各組織等が役割を分担しながら各種取組を推進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本村は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本村は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 本村は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 本村は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確

保に努める。

エ 本村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本村は、農業委員会、県農業普及所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成6年12月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成20年3月19日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和7年10月15日から施行する。